

たばこ税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(納税申告書の記載事項等) 第38条 法第17条第1項《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》の規定による納税申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第17条第1項第1号に規定する「製造たばこ」には、次の規定の適用があったものは含まない。 イ 法第22条の2《採取した見本に関する適用除外》 ロ (省略) (2)～(4) (省略) 2 (省略) 第43条 (削 除) 第44条 (削 除)	(納税申告書の記載事項等) 第38条 法第17条第1項《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》の規定による納税申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第17条第1項第1号に規定する「製造たばこ」には、次の規定の適用があったものは含まない。 イ 法第27条第1項第3号《当該職員の権限》 ロ (同左) (2)～(4) (同左) 2 (同左) <u>(「当該職員」の意義)</u> 第43条 法第27条《当該職員の権限》に規定する「当該職員」とは、たばこ税に関する調査を担当する国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署又は税関（沖縄地区税関を含む。）の課、係又は部門に所属する職員をいうものとする。 <u>(検査権限等の範囲)</u> 第44条 法第27条第1項第1号、第2号及び第4号《当該職員の権限》の規定による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する製造たばこ製造者、製造たばこの販売業者、製造たばこを保税地域から引き取る者又は製造たばこを運搬する者のほか、これらの者の代理人、使用人その他の従業者で、その質問に係る事項を担当する者についても及ぶものとする。 2 法第27条第1項第1号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるのであるから留意する。ただし、具体的な検査に当たっては、なるべく立

改正後	改正前
	<u>会人に計算させる等その方法及び手段に十分留意し、紛争の生じないようにする。</u> <u>3 法第 27 条第 1 項第 4 号に規定する「運搬中の製造たばこ」には、現に運搬している製造たばこのほか、運搬途中において一時的に蔵置されている製造たばこも含まれるのであるから留意する。</u>